株主各位

東京都多摩市関戸二丁目24番地27 ム ラ キ 株 式 会 社 代表取締役社長 永 井 清 美

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご 通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日時平成28年6月23日(木曜日)午前10時2. 場所東京都新宿区市谷本村町4番1号
 - ホテルグランドヒル市ヶ谷 瑠璃西 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第58期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第58期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役4名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当 社ウェブサイト(http://www.muraki.co.jp/)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (平成27年4月 1日から) 平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融緩和政策を背景に、国内需要は設備投資が緩やかな増加傾向にあり、雇用状況も着実に改善するなど底堅く推移しているものの、個人消費は可処分所得の伸び悩みから依然脱却し切れておらず、加えて日銀のマイナス金利政策の導入による金融市場への影響やリスクから景気回復は緩やかなものとなりました。一方、原油価格は下げ止まりの兆しが見えるものの、世界金融システム不安や新興国経済の減速に伴う影響と中東情勢の緊迫化など先行きの経済環境は楽観視できない状況が続くものと思われます。

このような状況の下、当社グループの主力販売商品であるカーケア関連商品の販売先であるサービスステーション(略称:SS)業界においては、年間を通じて燃料価格が乱高下を繰り返した結果、顧客の買い控え意識の増幅から最も影響を受けたのがカーメンテナンス商品であり、当社も甚大な影響を受けました。商品別では当社の主力販売商品(基本4品)において、洗車機洗剤が計画値を上回った以外、残り3品合計は計画値を376百万円下回りました。また、前年に展開したM-WING関連商品に続き当期のムラキプロジェクトの新企画であるウェイティングルーム企画の進捗が思わしくなく、ムラキプロジェクトの第4弾にあたるMSP-Digitalの展開を来期以降に先送りしたことも要因のひとつと考えられます。

平成27年7月に出光興産と昭和シェル石油の経営統合が、更には同年12月にJXホールディングスと東燃ゼネラル石油の経営統合が発表され、これによってSSの閉鎖に拍車がかかり、急激な市場環境の悪化をもたらしました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高 8,088百万円(前年同期比 4.5%減) となりました。収益面におきましては、営業利益 19百万円(前年同期比 75.3%減)、経 常利益 105百万円(前年同期比 20.9%減)、法人税等 53百万円を計上し、親会社株主に 帰属する当期純利益は 50百万円(前年同期比 19.7%減)となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

主力事業である「カーケア関連商品販売」事業については、上記の要因から、売上高は7,824百万円(前年同期比5.4%減)セグメント利益は15百万円(前年同期比79.6%減)となりました。「その他」の事業につきましては売上高は401百万円(前年同期比8.6%増)となりセグメント損失は3千円(前年同期はセグメント損失7,380千円)となりました。

(2) 企業集団及び会社の状況

当社グループは、当社及び子会社3社により構成されております。

当社グループの事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

「カーケア関連商品販売」事業については、大手石油元売系列のSS主体にカーケア関連商品の販売と販売促進支援を行っております。

「その他」の事業については、下記の事業内容の区分と同一であります。

① 企業集団の主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

事 業 の 種 類 別 セグメントの名称	事	業	Ø	内	容	会	社	名
カーケア関連商品販売	自動車補作スステージ	ンョン備	情品、販売			当社		
T of the	自動車ボラ の販売等、 制作			12.4.		株式会社テ	ックコーポレ	〜ション
その他	保険・旅行 販売、自動	–	->	金券・チ	ケットの	株式会社ム	ラキ・エージ	ジェンシー
	グループ会	会社の社	:員教育	金融事	業	ムラキ協力	事業協同組合	

② 企業集団の事業別売上高

事業の種類別売上高	第57期 (平成27年3月期)	第58期 (平成28年3月期)	前	期	比
カーケア関連商品販売	(千円) 8, 274, 023	(千円) 7, 824, 603		△4	(千円) 49, 420
その他	369, 601	401, 504			31, 903
合 計	8, 643, 625	8, 226, 107		△4	17, 517

(注) 上記の金額は、セグメント間の取引については、相殺消去しておりません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中における設備投資については、特記すべき事項はありません。

(4) 資金調達の状況

株式会社三井住友銀行より150百万円、株式会社みずほ銀行より150百万円、株式会社三菱東京UFJ銀行より100百万円、及び、株式会社東京都民銀行より100百万円の長期借入等を行いました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは縮小傾向が続くSS業界においてカーケア関連用品販売のグローバルサプライヤーとして、SS業界の動向に対し柔軟に対応できる開発・提案・販売体制の確立及び経営体制・組織の強化と顧客基盤の拡大が今後の課題であります。これに対処すべく、市場環境や得意先ニーズを鋭敏に先取りした3つのNEW「新商品・新企画・新事業」の展開による企業ブランドの確立を高めてまいります。またエンドユーザーにおける顧客基盤の拡大については資産形成層と初心者層に加え女性ドライバーの顧客層の裾野拡大が課題であると認識しております。現在展開中のMSP-Digitalがまさにその訴求ツールでありカーケア関連用品の必要性を丁寧に解説しています。

これからも社会的責任を果たすべく全てのステークホルダーから信頼される企業を目指し、 更なるコーポレートガバナンスの充実とコンプライアンス体制の強化の徹底を図ってまいり ます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

	項目		単位	第55期 (平成25年3月期)	第56期 (平成26年3月期)	第57期 (平成27年3月期)	第58期 (平成28年3月期)
売	上	高	千円	8, 909, 798	8, 832, 194	8, 470, 120	8, 088, 965
経	常 利	益	千円	104, 390	122, 008	133, 902	105, 910
親会社当	:株主に帰属 期 純 利	する益	千円	65, 203	97, 019	62, 398	50, 102
1 株 当	たり当期純	1 利益	円	4. 44	6. 68	4.40	3. 53
総	資	産	千円	4, 250, 400	4, 517, 144	4, 951, 789	4, 935, 054
純	資	産	千円	2, 259, 670	2, 281, 582	2, 322, 870	2, 344, 181
1 株 🗎	当たり純資	産額	円	153. 73	160. 69	163. 59	165. 09

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

	項目			単位	第55期 (平成25年3月期)	第56期 (平成26年3月期)	第57期 (平成27年3月期)	第58期 (平成28年3月期)
売	上		高	千円	8, 703, 912	8, 652, 767	8, 274, 023	7, 824, 603
経	常	利	益	千円	103, 447	124, 168	135, 804	106, 534
当	期 純	利	益	千円	64, 793	103, 050	64, 601	51, 168
1 株	当たり	当期 純	利 益	円	4.41	7. 09	4.55	3. 60
総	資		産	千円	4, 189, 659	4, 457, 710	4, 896, 513	4, 894, 125
純	資		産	千円	2, 213, 414	2, 241, 356	2, 284, 848	2, 307, 225
1 株	き当たり	純資	産 額	円	150. 58	157. 85	160. 92	162. 49

⁽注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の出資比率	主	要	な	事	業	内	容
					千円	%							
株式会社テ	ックコーポー	レーション		70	,000	100	自動	車関連	用品	の販売	、販信	足物の	企画
株式会社ム	ラキ・エー	ジェンシー		10	,000	100	損害業、	保険 • 金券 •	生命で	保険代ットの	理業、 販売	旅行	代理
ムラキ協	力事業的	8 同組合		7	, 500	100	グル	ープ会	社の	社員教	(育・会	金融事	業

(8) 主要な支店及び営業所 (平成28年3月31日現在)

〈当社〉 ①本社 東京都多摩市関戸二丁目24番地27

②支店・営業所・出張所・物流センター

店	舗 名	所 在 地	店	舗 名	所 在 地
北海		札幌市白石区		中 部 支 店	名古屋市緑区
	東北支店	仙台市若林区		名古屋営業所	名古屋市緑区
	青森営業所	青 森 市	. [小牧出張所	小 牧 市
	八戸出張所	八戸市	中部支店	津営業所	津市
東北支店	盛岡営業所	盛岡市		富山営業所	富山市
	仙台営業所	仙台市若林区		金沢営業所	金 沢 市
	山形出張所	山 形 市		西日本支店	東大阪市
	郡山営業所	郡 山 市		大阪営業所	東大阪市
	北関東支店	宇都宮市		京都出張所	京都市伏見区
	水戸営業所	水 戸 市		姫 路 出 張 所	姫 路 市
北関東支店	土浦営業所	土 浦 市	西日本支店	広島営業所	広島市安佐南区
1 化 渕 果 义 凸	宇都宮営業所	宇都宮市		岡山出張所	岡山市
	高崎営業所	高 崎 市		高松営業所	高 松 市
	新潟営業所	新 潟 市		徳島出張所	徳島県板野郡
	首都圈支店	東京都調布市		松山出張所	松山市
	川口営業所	川口市		九州支店	福岡市博多区
	川越営業所	川 越 市		福岡営業所	福岡市博多区
首都圏支店	千葉営業所	四街道市		北九州出張所	北九州市小倉南区
日和四人店	市原営業所	市 原 市	九州支店	長 崎 出 張 所	長崎県諫早市
	松戸出張所	松戸市		熊本出張所	熊本県菊池郡
	東京営業所	東京都調布市		鹿児島営業所	鹿 児 島 市
	西東京営業所	東京都八王子市		宮崎出張所	宮 崎 市
	南関東支店	横浜市瀬谷区			
	横浜営業所	横浜市瀬谷区			
	小田原営業所	小 田 原 市			
南関東支店	沼津 出張 所	静岡県駿東郡	物流センター	関東物流センター	埼玉県児玉郡
	静岡営業所	静岡市			
	浜 松 営 業 所	浜 松 市			
	甲府営業所	甲 府 市			

(9) 企業集団及び当社の従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区				分	従	業	員	数	前連結会計年度末比増減	平	均	年	齢	平均勤続年数
男				性			18	名 33	名 2			41. 9	歳	年 13. 07
女				性			1	.5	$\triangle 2$			45. 4	13	14. 80
合	計	•	平	均			19	8	_			42. 2	20	13. 10

⁽注)上記のほか、臨時従業員が月平均53名おります。

② 当社の従業員の状況

区				分	従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平均勤続年数
男				性			18	名 3	名 2			41. 9	歳 90	年 13. 07
女				性			1	2	$\triangle 2$			47. 2	20	15. 08
合	計	•	平	均			19	5	_			42. 3	30	13. 09

⁽注)上記のほか、臨時従業員が月平均53名おります。

(10) 主要な借入先の状況(平成28年3月31日現在)

	借				J	(先		借	入	金	残	高
株	式	会	社	商	エ	組	合	中	央	金	庫				311, 11	千円 .0
株	式	会		社	三	井	住	7	友	銀	行				265, 30)3
株	式	:	会	社	J		ず	ほ		銀	行				212, 47	70

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループといたしましては、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識し、業績に応じた継続的な利益配分を実施することを基本方針としております。

(12) 事業譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(13) 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。

- (14) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- (15) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 株式会社ミツワ商会の株式取得について 当社は、平成28年1月29日に株式会社ミツワ商会の株式を33.5%取得いたしました。
- 2. 会社の株式に関する事項(平成28年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

50,000,000株

(2) 発行済株式の総数

14,700,000株

(自己株式500,924株を含む)

(3) 株主数

1,182名(前期末比91名減)

(4) 大株主

株	主	名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社	ジリーム・	ワークス	千株 2,550	% 17. 96
甲陽	株式	会 社	2, 500	17. 61
村	k = 3	チ	1, 123	7. 91
ムラキ	社 員 持	株会	505	3. 56
エイケン	/ 工業株	式 会 社	460	3. 24
日本証券	学 金 融 株	式 会 社	296	2. 08
株式会	社 S B	I 証券	290	2. 04
ムラキ	取引先	持 株 会	270	1.90
林	和	男	239	1. 68
高	喬 重	信	170	1. 20

⁽注) 持株比率については自己株式を除いて算出しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

取締役及び監査役の状況

1	地		位	Ĺ	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
取	締	役	会	長	田中	館		喬	株式会社ジェイ・フェイス代表取締役 有限会社ドリーム・ワークス取締役 日本エイジマネージメント医療研究機構理事長
代	表 取	締	役 社	長	永	井	清	美	
常	務	取	締	役	関	富	直	彦	商品部長
取		締		役	野	П	顕	_	業務統括部長 兼 事業開発部長 株式会社テックコーポレーション代表取締役社長
常	勤	監	查	役	吉	田		誠	
監		査		役	長	澤	正	浩	長澤公認会計士事務所代表 株式会社伊藤園社外監査役 株式会社東京個別指導学院社外監査役
監		査		役	ЛП	П	幸	信	税理士、税理士法人川口税務会計事務所代表社員 株式会社福岡エム・アンド・エーセンター代表取締役社長

- (注) 1. 取締役のうち田中舘喬氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役のうち長澤正浩氏及び川口幸信氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 当社は、監査役川口幸信氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
 - 4. 社外監査役長澤正浩氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 社外監査役川口幸信氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 6. 取締役のうち田中舘喬氏並びに監査役の吉田誠氏、長澤正浩氏、川口幸信氏の3氏は、会社法第427条 第1項の規定に基づき、同法423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に 基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(2) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人との関係

取締役田中舘喬氏は株式会社ジェイ・フェイス代表取締役、有限会社ドリーム・ワークス取締役及び日本エイジマネージメント医療研究機構理事長であり、当社との間に重要な取引関係はありません。

監査役長澤正浩氏は、長澤公認会計士事務所代表、株式会社伊藤園社外監査役及び株式会社東京個別指導学院社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役川口幸信氏は、税理士法人川口税務会計事務所代表社員及び株式会社福岡エム・アンド・エーセンター代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 主な活動状況

	<u>X</u>		5	}		氏		3	名	出席状況及び発言状況
取 (非	締常	勤	役)	田	中	舘		喬	当期開催の取締役会13回のうち12回出席し、議案審議等に必要 な発言を適宜行っております。
監(非	査常	勤	役)	長		澤	正	浩	当期開催の取締役会13回のうち10回出席し、また、当期開催の 監査役会13回のうち11回出席し、公認会計士としての専門的見 地からの発言を行っております。
監(非	査常	勤	役)	Л		П	幸	信	当期開催の取締役会13回のうち12回出席し、また、当期開催の 監査役会13回のうち13回出席し、税理士としての専門的見地か らの発言を行っております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

	区分		員数	報酬等の額
			名	千円
取	締	役	4	86, 353
	(うち社外取締役)		(1)	(23, 673)
監	査	役	3	18, 850
	(うち社外監査役)		(2)	(7, 800)
合		計	7	105, 203
	(うち社外役員)		(3)	(31, 473)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金8,753千円が含まれております。
 - 2. 監査役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金1,450千円が含まれております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

リンクス有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

(単位:千円)

1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22, 500
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22, 500

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、1. の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬に対して監査役会が同意をした理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である「リンクス有限責任監査法人」とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。

リンクス有限責任監査法人が善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度 として責任を負担する契約を締結しております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認められた場合、または会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合は、その事実に基づき検討を行い、解任または不再任が妥当と判断したときは、株主総会に提出する「会計監査人の解任または不再任」の議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の実務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役・従業員は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、必要な規則の制定及び周知徹底を図ると共に、必要事項については取締役会の決裁を受けるものといたします。
- ② 体制の整備、諸規程の見直し、実施状況、問題点の把握を行うため、内部統制担当取締役を設置しております。併せて内部監査室の強化を図ります。
- ③ コンプライアンス遵守の観点に立ち、企業倫理行動規範を制定、総務人事部を事務局として、各職場単位で部門責任者を責任者として、定着化のための教育・定着状況をチェックすることとしております。

(2) 取締役の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る各種の記録として、株主総会・取締役会議事録・稟議書・契約書は、文書管理規程に基づき作成、保存、管理しております。
- ② 全社並びに事業部門単位の業務実績については、月次、年次単位で作成し、経理部において保存管理しております。
- ③ その他の執行に係る情報、記録については、総務人事部において作成、保存、管理基準を定め、取締役・監査役が必要に応じて閲覧可能な体制とします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務の執行は、取締役会規程、職務権限規程、稟議規程を遵守し、所定の決裁承認を受けた上で行うこととし、監査役・内部監査室は遵守状況を定期的にチェックし改善策を指示します。
- ② 今後想定されるリスクについては、コンプライアンス規程とは別途に、部門単位での想定されるリスクの明確化と対処法を作成し、重要事項については取締役会決議により規程の制定を図るものといたします。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織及び職務分掌規程、職務権限に基づき役割、権限の明確化を図ると共に、取締役会規程に基づき、付議事項を定めております。また、執行役員制度を導入、業務執行の迅速化を図ると共に、月1回の取締役・執行役員での取締役会において、重要事項の決定、業務報告を行い共有化を図っております。

(5) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ子会社については、関係会社管理規程に基づき、管理部門管掌取締役を統括責任者として任命、グループ子会社の業務執行方針、予算、業況等のチェックを行っており、重要事項については、当社代表取締役社長の決裁、取締役会付議を行うこととしております。
- ② グループ子会社の就業規則その他の規程は、子会社特有の事項を除き、親会社の規程を 準用することとしております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、内部監査室に属する使用人を兼務として選任、監査役から指示がある場合は、指示に従い選任します。
- ② 前記補助者の独立性を確保するため、当該使用人の異動等の人事に関する決定は、監査 役会の事前同意を得るものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役・執行役員及び使用人は職務執行に関して重大な法律・定款、内部規程違反もしくは、不正行為の発生または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知っていた時は、監査役に報告するものとします。
 - また、内部監査の実施状況についてもその結果を監査役に報告するものとします。
- ② 監査役は、必要と認めた時は取締役・執行役員及び使用人に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査することができるものとします。また、代表取締役社長は、監査役会と定期的な会合を開催するものとします。
- ③ 当社は、監査役から職務執行に必要な費用の前払い、債務の処理等を請求された場合には、当該職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに処理するものとします。
- ④ 使用人等からの監査役に対する報告をした者(内部通報者含む)に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを禁止しております。

(8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底 しております。当事業年度において取締役会を13回開催し、各議案についての審議、業務 執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性 は確保されております。また、部門長以上で構成され重要な業務執行について報告・協議 を行う部門長会議も12回開催し業務執行の適正性・効率性を確保しております。

② 監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を13回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び部門長会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

③ 当社子会社における業務の適正の確保について

当子会社に対して、稟議申請等の管理を行うことで、その営業活動及び決済権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされていることを監督する体制を整備しております。

④ コンプライアンスについて

当事業年度における主な取組みにつきましては、コンプライアンスの意識向上と不正行為の防止を図るため、社内規程を順守し、社会規範を尊重し企業理念に則った行動をとるため、継続的な周知活動の実施を行っております。また、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いをおこなわないよう徹底しております。

⑤ 反社会的勢力排除について

お取引先様の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的 勢力の情報を収集する取組みを継続的に実施しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 基本方針の内容

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

当社は株式の大量の買付であっても、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これ否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社にとっては、お客様との強い絆の維持が当社の成長を支えており、また、今後の成長を支え続けるものであります。ひいては、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。こうしたお客様との強い絆が当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる必要があると考えております。

(2) 基本方針の現実に資する特別な取組み

① 経営理念及び経営の基本方針について

当社の経営理念は「人が好き、車が好き」を合言葉に「ヒューマンカーライフの創造を 通じ社会に貢献する」ことを念じています。

又、経営の基本方針については

- イ サービスステーションでの自動車メンテナンス関連商品事業の拡大と拡充の実践活動を進めます
- ロ 新規事業の創出と推進を進めます
- ハ 人財の開発と育成に取り組んでまいります

② 企業価値の源泉について

当社は全国のサービスステーションを通じ、企業として担う公共的使命をはたしながら 企業活動を行います。また、ステークホルダーとの信頼関係を保持し続けることが企業価 値の源泉と考えます。

③ 中期経営計画に基づく取り組み

イ サービスステーション事業

全国のサービスステーション業界のシェア率30%確保に向けた営業活動を進めます。

「重点課題」 (イ)営業拠点体制の確立

都市圏主体8支店40営業所100拠点体制を構築します

- (中) 石油元売り商事部門との関係強化および情報を共有化します
- (ハ)目標とする戦略に適した商品・企画の立案・推進します

口 新規事業

新事業領域リサーチと接触による開拓戦力を推進します

「重点課題」 (イ)事業部体制を充実させます

(p)業務提携及びM&Aを具現化させます

ハ 人材開発と教育

「重点課題」

研修制度の充実

人材から人財への階層別社員教育をステージアップし、人財の確保を図ります

④ コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置づけ、企業倫理と 遵法を徹底するとともに、リスク管理を含めた内部統制システムを整備し、経営の効率性、 透明性を確保しております。

当社は監査役制度を採用しております。監査役3名のうち2名は社外監査役であり、取締役会その他の重要な会議にも出席するほか、経営トップとも意見交換を行い、公正な経営監視体制をとっております。平成16年6月より執行役員制度を導入しております。また、平成18年6月には経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更しました。

取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成され、重要な業務執行その他法定 事項についての決定を行うほか、当社及び子会社の業務執行状況の報告を受け、監査を行っております。なお、取締役会には、執行役員も出席しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年4月26日開催の取締役会にて「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を導入し、平成24年6月26日の第54回定時株主総会において、株主の皆様に本プランの継続のご承認をいただいております。

本プランは、①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、②当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれらに類似する行為またはこれらの提案を「大量買付行為」とし、また大量買付行為を行おうとする者を「買付者等」として、買付者等に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大量買付行為を行うなど、当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は、これに対抗する措置として、当該買付者等および一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付者等および一定の関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、当社取締役会は、これに加え、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

(4) 前記(3)の取組みについての当社取締役会の判断およびその判断にかかる理由

本プランは、買付者等が基本方針に沿うものであるか否かを株主の皆様および当社取締役会が判断するにあたり、十分な情報提供と判断を行うに相当な期間を確保するために定めるものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されております。

また、本プランには、継続後の有効期間を3年間とするサンセット条項が付されているほか、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。このため、本プランの継続および廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくものとなっております。

加えて、対抗措置として新株予約権を無償で割り当てるのは、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると判断される場合等、合理的な客観的要件を充足する場合に限定されるとともに、その発行の是非の判断にあたっても、独立委員会の中立公正な判断を最大限尊重することとしており、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。対抗措置として発行する新株予約権並びにその行使条件についても、あらかじめその内容について開示を行うなど、企業価値向上および株主共同の利益の確保に必要かつ相当な範囲内の対抗措置であると考えます。

さらに、独立委員会は、当社経営陣から独立性の高い有識者3名により構成されており、 かかる構成員による独立委員会を利用することにより、当社取締役会による本プランの恣意 的な発動や株主利益に反する発動が回避されるものと確信しております。

以上より、当社取締役会は、前記(3)の取組みは前記(1)の基本方針に沿うものであり、当 社の株主共同の利益を損なうものでないとともに、当社の会社役員の地位の維持を目的とす るものでないと判断しております。

(5) 買収防衛策の更新などについて

当社取締役会は、当社を取り巻く経営環境等が変化するとともに、金融商品取引法による株式の大量買付行為に関する整備が進んでいることから、株主の皆様あるいは当社取締役会が株式の大量買付行為に対して適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという、本プランの目的も一定程度担保されるため、現時点においては本プランを継続する意義が相対的に低下してきていると判断いたしました。このような判断を踏まえて、当社は、平成27年5月25日の当社取締役会において、本プランを継続しないことを決議し、平成27年6月25日の定時株主総会の終結の時をもって、本プランは有効期間満了により終了しております。

⁽注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	3, 867, 713	流 動 負 債	1, 626, 047
現金及び預金	1, 879, 628	支払手形及び買掛金	1, 007, 306
受取手形及び売掛金	1, 014, 423	1年内返済予定の長期借入金	473, 698
商品及び製品	850, 357	リース債務	714
		未 払 法 人 税 等	39, 305
操延税金資産	4, 935	賞 与 引 当 金	7, 422
そ の 他	119, 187	そ の 他	97, 600
貸 倒 引 当 金	△817	固 定 負 債	964, 825
固 定 資 産	1, 067, 340	長期借入金	627, 972
 有 形 固 定 資 産	546, 403	リース債務	1, 053
建物及び構築物	75, 314	役員退職慰労引当金	42, 643
		退職給付に係る負債	282, 420
機械装置及び運搬具	2, 225	繰 延 税 金 負 債 そ の 他	256
土 地	438, 325	食 債 合 計	10, 479 2, 590 , 873
リース 資産	1, 607	(純資産の部)	2, 390, 673
そ の 他	28, 930	株主資本	2, 340, 829
無形固定資産	70, 877	資 本 金	1, 910, 700
 投資その他の資産	450, 059	資本剰余金	88, 604
投資有価証券	57, 894	利益剰余金	388, 966
		自己株式	△47, 442
関係会社株式	39, 595	その他の包括利益累計額	3, 352
差 入 保 証 金	332, 597	その他有価証券評価差額金	3, 352
そ の 他	30, 975		
貸 倒 引 当 金	△11, 002	純 資 産 合 計	2, 344, 181
資 産 合 計	4, 935, 054	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4, 935, 054

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

(単位:千円)

	科				目		金	額
売			上		高			8, 088, 965
売		上		原	価			5, 973, 192
売		上	総	利	益			2, 115, 773
販	売	費及	びー	般管	理 費			2, 096, 044
営		業		利	益			19, 728
営		業	外	収	益			
	受		取		利	息	2, 394	
	受	E	反	酉己	当	金	1, 939	
	仕		入		割	引	15, 658	
	不	動	産	賃	貸	料	544	
	受	E	反	手	数	料	5, 537	
	保	険	解	約	返 戻	金	66, 977	
	貸	倒	引 当	金	戻 入	額	76	
	そ			\mathcal{O}		他	3, 756	96, 884
営		業	外	費	用			
	支		払		利	息	7, 491	
	手	Ŧ	形	売	却	損	1, 392	
	そ			の		他	1,817	10, 702
経		常		利	益			105, 910
特		別		損	失			
	古	定	資	産	除却	損	2, 195	2, 195
1	兑 金		調整	前当	期 純 利	益		103, 714
治			住民		ひ 事 業	税	54, 269	
治		人	税	等	調整	額	△656	53, 612
1	当	期		純	利	益		50, 102
兼	見会	社 株 🗄	主に帰	属する	る当期純利	益		50, 102

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	1, 910, 700	88, 604	367, 262	△47, 442	2, 319, 125	
当期変動額						
剰余金の配当			△28, 398		△28, 398	
親会社株主に帰属する当期純利益			50, 102		50, 102	
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	_	_	21, 704	_	21, 704	
当期末残高	1, 910, 700	88, 604	388, 966	△47, 442	2, 340, 829	

	その他の包括	その他の包括利益累計額		
	その他有価証 券評価差額金	その他の包括 利益累計額合 計	純資産合計	
当期首残高	3, 745	3, 745	2, 322, 870	
当期変動額				
剰余金の配当			△28, 398	
親会社株主に帰属する当期純利益			50, 102	
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△393	△393	△393	
当期変動額合計	△393	△393	21, 310	
当期末残高	3, 352	3, 352	2, 344, 181	

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

株式会社テックコーポレーション、株式会社ムラキ・エージェンシー及びムラキ協力事業協同組合であります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称

株式会社ミツワ商会

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても 重性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

ロたな卸資産

当社及び連結子会社は主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を、採用しております。

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ 有形固定資産……定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準に よっております。

口 無形固定資産……定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法としております。

ハ リース資産………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零として算定する定額法によっております。

- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ 貸倒引当金…………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見 込額を計上しております。
- ロ 賞与引当金………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年 度負担額を計上しております。
- ハ 役員退職慰労引当金……連結計算書類提出会社の役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期 末要支給見込額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生した年度の費用として処理しております。 数理計算上の差異については、その発生した年度の費用として処理しております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金及び預金	22,000千円
建物及び構築物	70,330千円
土地	438, 325千円
投資有価証券	33,300千円
計	563,955千円
担保に係る債務の金額	
支払手形及び買掛金	170,856千円
1年内返済予定の長期借入金	263,646千円
長期借入金	312,767千円
計	747, 269千円

(3) 受取手形割引高 98,252千円

881,277千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 14,700,000株
- (2) 配当に関する事項
 - ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	14, 199	利益剰余金	1	平成27年3月31日	平成27年6月26日
平成27年10月22日 取締役会	普通株式	14, 199	利益剰余金	1	平成27年9月30日	平成27年12月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	14, 199	利益剰余金	1	平成28年3月31日	平成28年6月24日

6. 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金(原則として5年以内)は主に設備投資に係る資金調達です。

また、営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金(2) 受取手形及び売掛金(3) 投資有価証券	1, 879, 628 1, 014, 423 49, 930	1, 879, 628 1, 014, 423 49, 930	_ _ _
資産計	2, 943, 981	2, 943, 981	_
(1) 支払手形及び買掛金(2) 1年内返済予定の長期借入金(3) 長期借入金	1, 007, 306 473, 698 627, 972	1, 007, 306 473, 698 614, 432	_ _ △13, 540
負債計	2, 108, 976	2, 095, 436	△13, 540

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券 これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 1年内返済予定の長期借入金 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額によっております。
- (3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価格により算定をしております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	7, 964

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1, 879, 628	_	_	_
受取手形及び売掛金	1, 014, 423	_	_	_
投資有価証券	_	_	_	_
合計	2, 894, 051	_	_	_

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額
- (2) 1株当たり当期純利益

165円09銭

3円53銭

9. 重要な後発事象に関する注記

株式会社ミツワ商会の子会社化について

当社は、平成28年4月1日に関連会社である株式会社ミツワ商会の株式を追加取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

ムラキ株式会社 取締役会 御中

リンクス有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士金 沢 修 ⑩ 業 務 執 行 社 員 公認会計士金 沢

指定有限責任社員 公認会計士北 岡 愼 太 郎 ⑨ 業 務 執 行 社 員 公認会計士北 岡 愼 太 郎 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ムラキ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ムラキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

借対 貸 昭

(平成28年3月31日現在)

(単位:千円) 科 目 科 目 金 額 金 額 資 産 ഗ 部 負 部 ഗ 資 3, 796, 413 動 産 流 動 負 1, 623, 127 債 金 及 び 預 1,825,971 金 支 払 手 形 227,626 形 取 手 131, 538 買 掛 782,968 金 売 掛 金 881,916 1年内返済予定長期借入金 473,698 商 び 品 及 832, 378 払 金 43,857 品 蔵 1,272 渡 17,581 未 払 費 用 前 金 19, 256 払 費 20, 186 前 未 払 法 人 税 等 38,867 係会社短期貸付 4, 297 前 受 金 8,803 税 金 産 4,935 預 1) 金 5,846 未 収 入 金 68, 299 賞 与 金 7,422 そ \mathcal{O} 他 8,853 そ 他 貸 14, 779 引 倒 金 $\triangle 818$ 定 資 1.097.712 定 負 債 963.772 産 古 形 古 定 資 産 544, 657 長 期 入 金 627, 972 75, 248 退 付 引 職給 金 282, 420 物 65 員退職慰労引当 金 42,643 及 び 置 679 延 税 金 債 256 両 運 搬 具 1,545 そ \mathcal{O} 他 10,479 器具及び備品 28, 792 計 土 438, 325 負 債 合 2, 586, 899 定 形 70, 114 (純 資 産 0 部 1 ウ 工 T 21,632 株 主 資 本 2.303.873 加 17,982 本 1, 910, 700 資 金 ンテン ツ 仮 勘 定 30,500 本 余 金 88, 604 その他の資産 482, 939 備 資 本 準 金 88,604 投 資 有 価 証 券 57, 230 益 352,010 社 式 利 剰 余 金 53,096 資 金 4, 224 益 準 金 利 13,029 関係会社長期貸付 101, 183 その他利益剰余 金 338, 981 産 更 生 債 権 11 利益剰余 金 338, 981 期 前 払 費 930 長 用 己 自 尤 △47, 442 保 差 入 証 金 323,041 評価 · 換算差額等 3, 352 保 積 寸. 金 1,499 その他有価証券評価差額金 3, 352 숲 員 権 11,990 そ \mathcal{O} 他 12,840 2, 307, 225 資 産 計 引 倒 金 $\triangle 83, 108$ 計 4, 894, 125 資 産 合 4, 894, 125 負債・純資産合計

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

(単位:千円)

								(単位・1円)
	科				目		金	額
売			上		高			7, 824, 603
売		上	•	原	価			5, 740, 455
売		上	総	利	益			2, 084, 147
販	売	費及	びー	般管	理費			2, 066, 208
営		業		利	益			17, 938
営		業	外	収	益			
	受	取	利 息	及び	配当	金	6, 132	
	仕		入	;	割	引	15, 658	
	貸	倒	引 当	金	戻 入	額	213	
	不	動	産	賃	貸 収	入	544	
	受		取	手	数	料	5, 537	
	保	険	解	約	返戻	金	66, 977	
	そ			\mathcal{O}		他	4, 161	99, 225
営		業	外	費	用			
	支		払	;	利	息	7, 352	
	社		債	;	利	息	68	
	手		形	売	却	損	1, 392	
	そ			\mathcal{O}		他	1,816	10, 629
経		常	•	利	益			106, 534
特		別		損	失			
	古	定	資	産	除却	損	2, 195	2, 195
税	5	引 育	当 当	期	純 利	益		104, 339
法	人	税、	住 民	税 及	び事業	税	53, 826	
法		人	税	等 調	整	額	△656	53, 170
当		期	糸	屯	利	益		51, 168

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本						
		資本剰余金		利益剰余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金合計	
		211111111111111111111111111111111111111			繰越利益剰 余金		
当期首残高	1, 910, 700	88, 604	88, 604	10, 189	319, 050	329, 239	
当期変動額							
利益準備金の積立				2, 839	△2, 839	_	
剰余金の配当					△28, 398	△28, 398	
当期純利益					51, 168	51, 168	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計				2, 839	19, 930	22, 770	
当期末残高	1, 910, 700	88, 604	88, 604	13, 029	338, 981	352, 010	

	株主資本		評価・換り	A de View order A -3.1	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価·換算差 額等合計	純資産合計
当期首残高	△47, 442	2, 281, 102	3, 745	3, 745	2, 284, 848
当期変動額					
利益準備金の積立					_
剰余金の配当		△28, 398			△28, 398
当期純利益		51, 168			51, 168
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△393	△393	△393
当期変動額合計	_	22, 770	△393	△393	22, 376
当期末残高	△47, 442	2, 303, 873	3, 352	3, 352	2, 307, 225

⁽注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - イ 子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法を採用しております。

ロ その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………当社は主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を、採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) については、 定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産……定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間 (5年)に基づく定額法としております。

- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見 込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
 - ③ 退職給付引当金………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額 に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、発生した事業年度の費用として処理しております。

④ 役員退職慰労引当金……役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給見込額を 計上しております。

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - ① リース取引の処理方法

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

	現金及び預金	22,000千円
	建物	70,309千円
	構築物	21千円
	土地	438, 325千円
	投資有価証券	33,300千円
	計	563,955千円
	担保に対応する債務の金額	
	買掛金	170,856千円
	1年内返済予定の長期借入金	263,646千円
	長期借入金	312,767千円
		747, 269千円
(2)	有形固定資産の減価償却累計額	873,724千円
(3)	受取手形割引高	98, 252千円
(4)	関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
	短期金銭債権	4,297千円
	長期金銭債権	101, 183千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 53千円 仕入高 127,937千円 営業取引以外の取引高 1,826千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度における発行済株式の数 普诵株式 14,700,000株 当事業年度末における自己株式の数 普诵株式 500,924株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付に係る負債 86,477千円 貸倒引当金損金算入限度超過額 25,698千円 外形標準課税 2,081千円 税務上の繰越欠損金 72,551千円 減損損失 192,582千円 その他 67,563千円 繰延税金資産小計 446,954千円 評価性引当金 △440,777千円 繰延税金資産合計 6,174千円 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △1,496千円 繰延税金負債合計 △1,496千円 繰延税金資産(負債)の純額 4,678千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主等 該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 (2) 1株当たり当期純利益

11. 重要な後発事象に関する注記

株式会社ミツワ商会の子会社化について

当社は、平成28年4月1日に関連会社である株式会社ミツワ商会の株式を追加取得し、同社を当社の完全子 会社といたしました。

162円49銭

3円60銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

ムラキ株式会社

取締役会 御中

リンクス有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 沢 修 ⑩ 業 務 執 行 社 員 公認会計士 金

指定有限責任社員 公認会計士 北 岡 慎 太 郎 ⑩ 業 務 執 行 社 員 公認会計士 北 岡 慎 太 郎 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ムラキ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びリンクス有限責任監査法人から当該内部統制 の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであ、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 連結計算書類の監査結果 会計監査人リンクス有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人リンクス有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月26日

ムラキ株式会社 監査役会 常勤監査役 吉 田 誠 印 社外監査役 長 澤 正 浩 卵

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当社の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金1円 総額14,199,076円 (なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、普通株式1株につき金2円となります。)
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成28年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由 事業内容の拡大と多様化に伴う、事業展開に備え事業目的を一部変更追加するものであります。
- 2. 変更の内容 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更定款
(目的) 第2条 (条文省略) 19 前各号に付帯する一切の業務	(目的) 第2条 (条文省略) 19 デジタルサイネージ・デジタルコンテンツの企画・作製・運用・保守・販売及びレンタル業務 20 前各号に付帯する一切の業務

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員(4名)は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	永 井 清 美 (昭和37年7月14日生)	昭和59年4月 当社入社 平成16年11月 当社新事業推進部長 平成18年10月 当社直売部長 平成19年3月 当社執行役員販売部長 平成19年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役営業本部長 平成26年6月 当社代表取締役社長(現任)	千株
2	世 関 富 直 彦 (昭和41年9月30日生)	平成5年9月 当社入社 平成16年11月 当社西日本支店長 平成19年4月 当社販売副部長 平成20年6月 当社執行役員販売第1部長 平成21年6月 当社取締役管理本部長 平成26年6月 当社常務取締役商品部長(現任)	千株 34
3	の くち けん いち 野 口 顕 一 (昭和30年11月30日生)	昭和52年9月 当社入社 昭和59年4月 当社金沢営業所所長 平成16年6月 当社商品流通部グループ長 平成19年3月 当社執行役員商品流通部長 平成24年4月 当社執行役員業務統括部長 平成26年4月 当社執行役員商品部長 平成26年6月 当社取締役業務統括部長兼事業開発部長(現任) 平成27年8月 株式会社テックコーポレーション代表取締役社長 (現任)	千株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
	なが きわ まき ひろ	昭和59年4月 新和監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 平成14年8月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)代表 社員	千株
4	長 澤 正 浩 (昭和29年4月1日生)	平成24年7月 長澤公認会計事務所代表(現任) 平成25年7月 株式会社伊藤園社外監査役(現任) 平成26年5月 株式会社東京個別指導学院社外監査役(現任) 平成26年6月 当社社外監査役(現任)	5

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 長澤正浩氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 社外取締役候補者とする理由

長澤正浩氏は、公認会計士として、会計監査やコンサルティングの豊富な実務経験を有し、社外監査 役を現任されておりますが、任期満了による取締役選任において、企業経営に関するこれまでの経験 や知見を踏まえ、社外取締役として適任であると判断いたしております。

4. 当社は長澤正浩氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

なお同氏が社外取締役に承認された場合は同氏との賠償責任契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役長澤正浩氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の選任を お願いいたしたいと存じます。

本監査役候補者本橋一樹氏につきましては、監査役長澤正浩氏の後任候補として選任される事になりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される監査役の任期の満了すべき時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
本橋一樹 (昭和37年4月13日生)	平成 6年 4 月 弁護士登録 平成17年 4 月 本橋一樹法律事務所開設 (現任)	千株

- (注) 1. 監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 本橋一樹氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 社外監査役候補者とする理由

本橋一樹氏は、弁護士として法令についての高度な能力・識見に基づき客観的な立場から監査を行なうことができ、また人格的にも優れているためであります。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行すことができるものと判断し、お願いするものであります。

4. 当社は、本橋一樹氏との選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定です。また、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を予定しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

社外取締役田中舘喬氏は、本総会の終結の時をもって任期満了及び社外監査役長澤正浩氏は、本総会の終結の時をもって辞任により退任されますので、それぞれの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役につきましては取締役会の協議に、退任監査役につきましては監査役会の協議にご一任願いたいと存じます。

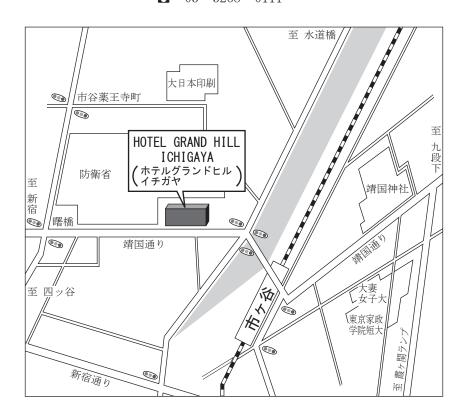
退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏			名	略		歴
田	中	舘	喬	平成19年6月 平成20年6月	当社社外取締役 当社社外取締役会長 (現任)	
長	澤	正	浩	平成26年6月	当社社外監査役 (現任)	

以上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会 場 東京都新宿区市谷本村町4番1号 ホテルグランドヒル市ヶ谷 瑠璃西 **8** 03-3268-0111



交通のご案内

最寄駅

- ●JR総武線・地下鉄有楽町線・南北線・新宿線 『市ヶ谷駅』より徒歩3分
- ●JR総武線・中央線・地下鉄丸ノ内線・南北線 『四ツ谷駅』より徒歩10分